募集

ものづくり体験教室 キャンドルづくり体験

〈内容〉世界でひとつだけのオリジナルキャンドルをつくります。**〈日時〉**7月29日(日) 午前10時～正午 **〈場所〉**ひこね燦ぱれす(小泉町) **〈対象〉**小学5・6年生 **〈定員〉**25人(先着順) **〈費用〉**200円 **〈申込開始日〉**7月10日(火) 午前9時～ **〈申込・問い合わせ先〉**ひこね燦ぱれす☎26-7272番、FAX26-7377番 ※直接窓口へ

ものづくり体験教室 パソコンでデザイン オリジナルかばんづくり

〈内容〉自分の表現したいものをデザインし、かばんづくりに必要なパソコン操作の知識と技術を学びます。**〈日時〉**8月5日(日) 午前9時～正午 **〈場所〉**ひこね燦ぱれす(小泉町) **〈対象〉**小学5・6年生 **〈定員〉**20人(先着順) **〈費用〉**200円 **〈申込開始日〉**7月10日(火) 午前9時～ **〈申込・問い合わせ先〉**ひこね燦ぱれす☎26-7272番、FAX26-7377番 ※直接窓口へ

介護予防運動指導員養成講座

〈内容〉地域で介護予防に取り組みたいと思っているあなた、まずは講座で体操について学びましょう。**〈日程・講座内容〉**下表のとおり ※「金亀(根気)体操」とは、床や椅子に座った状態で行う体操を中心とした、高齢者向けの介護予防体操のことです。**〈時間〉**午前9時30分～同11時30分(第2回・第7回は、午後1時30分～同3時30分) **〈場所〉**福祉保健センター別館2階(平田町) **〈対象〉**体操を継続して実施したいと考えている5人以上のグループ(おおむね65歳以上の人)の中から1人～数人(老人クラブ、自治会、友人など。講座修了後、各グループ内で体操を指導していただくことになります) **〈定員〉**20人(先着順) **〈費用〉**無料 **〈申込期限〉**7月17日(火) **〈申込・問い合わせ先〉**(市)介護福祉課☎23-9660番、FAX26-1768番 ※電話で申し込んでください。

回数	月 日	内 容
1	7月31日(火)	はじめまして…♪ ～いつでも始められる介護予防～
2	8月3日(金)	毎日続けましょう ～コツコツ続ける金亀(根気)体操①～
3	8月10日(金)	はじめてみましょう ～コツコツ続ける金亀(根気)体操②～
4	8月20日(月)	体操を続けていくためのポイント① ～金亀(根気)体操のポイント!～
5	8月24日(金)	体操を続けていくためのポイント② ～金亀(根気)体操の指導者体験～
6	8月31日(金)	体操を続けていくためのポイント③ ～金亀(根気)体操の指導の極意～
7	9月7日(金)	先輩から学ぶ知恵・工夫 ～自主グループとの交流会～
8	9月11日(火)	お口の健康&栄養改善のポイント
9	9月20日(木)	さあ!いよいよ今日から私も指導員

市職員を募集します

職種	人数	職務内容	受験資格
身体障害者対象一般事務	1人	一般行政事務	次の要件を全て満たす人 ①昭和54年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人 ③介助者なしに職務の遂行が可能で、かつ、自力での通勤ができる人 ④活字印刷文による採用試験の出題に対応できる人
保健師	2人	保健衛生指導業務等および関連する行政事務	次の要件を全て満たす人 ①昭和54年4月2日以降に生まれた人 ②保健師の資格を有する人(平成25年3月31日までに取得見込みを含む)
消防職員	10人	消防業務(深夜を含む交代制勤務)	昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人
経験者発達相談員	1人	発達診断、発達相談および療育に関する業務および関連する行政業務	次の要件を全て満たす人 ①昭和28年4月2日以降に生まれた人 ②臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有する人(平成25年3月31日までに取得見込みを含む) ③発達相談の職務経験が平成25年3月31日現在で1年以上ある人(平成25年3月31日までの見込みを含む)

上記の募集の受付期間・試験日など

受付期間 8月1日(水)～同17日(金) **試験日** 9月16日(日)
※試験の申込受付時間は、期間中(土・日曜日は除く)の8：30～17：15
※郵送の場合は8月17日(金)の消印有効。同一日程で試験を行いますので、受験する試験区分のみに申し込んでください。

受験申込書等の配布場所、受験申込、問い合わせ先 彦根市職員選考委員会(市人事課内)☎30-6106、FAX22-1398

消費生活相談窓口つうしん 第42回

甘い言葉にだまされないで

消費生活相談窓口(市役所1階・生活環境課内)☎30-6144番

市内で最近起こった相談事例の情報をお伝えします。

駅で偶然出会った中学時代の友人から、「一人暮らしを始めた。料理を作るのが好きなのでよく作るが一緒に食べてくれる人がいない。部屋に来て試食をしてもらえないだろうか」と誘われた。部屋では、食後に高額な鍋セットの購入を勧められた。さらに、「販売をすると利益が得られる」と言われ、断れず、他の人に売るための鍋セットまでローン払いで購入をした。しかし、支払いが大変なので解約をしたいができないだろうか。

一般にマルチ商法(※)といわれている取引です。街を歩いている人を呼び止めて勧誘するのはほとんどできないことから、友達・親戚・知人に勧誘をするケースが多いようです。

勧誘を受けた人も断りにくく、さらに「他の人を紹介するとボーナスを受け取れる」などと言われ、たくさんの商品を購入したものの、販売することもできずに、商品の在庫と代金の支払に困り、なかなか抜けられない状態に陥ってしまいます。

この取引は、「特定商取引に関する法律」で「連鎖販売取引」として規制されています。勧誘する前に、事業者名などの明示義務・特定負担(消費者に年会費などの支払をさせる)を伴う取引の勧誘をする目的であること、商品やサービスの種類を告げなければなりません。

契約の締結前には、契約内容を記載した「概要書面」を、契約の締結後には、「契約書面」を渡すことが定められています。書面には、契約の解除なども詳しく記載されていなければなりません。

契約内容が複雑なため、消費者にとって分りにくいこともあり、クーリング・オフ期間は20日間認められています。さらに、勧誘方法に問題があった場合やクーリング・オフに対する妨害があった場合は、期間の延長も認められます。

勧誘をされているときは被害者ですが、勧誘を始めると立場が変わっていきます。大切な人間関係を壊さないためにも、甘い言葉にだまされないようにご注意ください。

困ったときは相談窓口にご相談ください。

※マルチ商法 マルチレベル・マーケティング・システム(多段階販売方式)の略で、海外で考案された商法です。

Brasilへようこそ!

第33回 「ブラジルのフランスパン!?」

朝5時、地平線から顔を出した太陽が眠たそうな大地や木々を起こそうとしている。そして、家々や建物の間には作りたてのパンの香りが漂う。

「Bom(ボン)dia(ジア)」(おはよう)
「Bom(ボン)dia(ジア)」(おはよう)
「Tempo(テンポ) bom(ボン), né(ネェ)」(いい天気だね)
「É(エー)mesmo(メスモ)」(そうだね)

こんな会話でにぎわうのは朝早くから店を開いているパン屋さんの店先。

朝食にはパンを好む人が多いブラジルでは、朝の5時にはすでに開いているパン屋さんも少なくはありません。

なかでも、よく食べられているのが、「pão(ポン) francês(フランセス)」(フランスパン)です。名前のとおりフランス移民が持ち込んだパンです。

▶焼き上がったポンフランセス

日本で見かけるフランスパンとは大きさも食感もちょっと違います。日本のフランスパンのように表面が固くはありません。形はちょうど日本のコッペパンのような楕円形をしています。

最近は、日本でも、ブラジルの食品を扱うお店でこのパンを見かけます。近くでは長浜市にあるお店にあります。興味のある方は一度召し上がってみてください。

【彦根市国際交流員 平田エジナ】